

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、厚生省令第38号第4条に基づいて、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者（法人）

事業者名	有限会社 GRACE AGE
主たる事務所の所在地	〒733-0844 広島市西区井口台2丁目26-37-402号
法人種別	有限会社
代表者名	岸川 映子

2 ご利用の居宅介護支援事業所

事業所名	井口台介護ステーション
介護保険指定事業所番号	3470205521
所在地	広島市西区井口台1丁目12-29-102号
連絡先	082-270-1028
通常の事業の実施地域	広島市西区・佐伯区
当法人の併せて実施する事業	なし

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社 GRACE AGE が設置する井口台介護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	1 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 4 事業所は、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設及び医療機関等との連携に努めます。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

	<p>6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。</p> <p>7 前6項のほか、「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」（平成24年12月18日条例第60号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。</p>
--	---

4 事業所の職員体制

職	職務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	5名以上 うち、1名管理者と兼務
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等	1名

5 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、国民の祝日、8月13日から15日まで及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能

6 居宅介護支援の実施概要

(1) 課題分析及びモニタリングの実施方法

厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「MDS - HC 包括的自立支援プログラム」を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。

また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問します。

(2) 利用料金

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」のとおりで、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるのでご利用者負担はありません。

但し、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき別紙1の金額をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行します。この証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、払戻を受けられます。

(3) 解約の申し入れ及び解約料

利用者はいつでも契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。なお、解約料はかかりません。

(4) 研修の参加

現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。

(5) 担当者の変更

担当の介護支援専門員の変更を希望する際は、ご相談ください。

7 居宅介護支援の提供に当たって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び介護保険負担割合証並びにその他支援に必要な公的受給者証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

8 ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、次のとおり適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ② 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ③ 当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」のとおりです。
 - ④ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

9 利用者からのサービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所相談窓口

担当者	管理者 河西 有花
電話番号	082-270-1028
対応時間	午前9時から午後5時まで

- (2) 苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。
- (3) サービス事業者に対する苦情対応方針等サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との十分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

お住いの地域の地域包括支援センター		
広島市西区厚生部福祉課高齢介護係	電話番号	082-294-6585
	所在地	広島市西区福島町2丁目24番1号
広島市佐伯区厚生部福祉課高齢介護係	電話番号	082-943-9730
	所在地	広島市佐伯区海老園1丁目4番5号 佐伯区役所別館2階
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課第二係	電話番号	082-554-0783
	所在地	広島市中区白島町19番49号 国保会館

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、別紙4「井口台介護ステーション居宅介護支援事業所における事故報告処理基準」により、市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株
保険名	介護事業者賠償責任補償

11 事業運営における事項について

次のことについては、「別紙3」のとおりです。

- (1) 虐待防止について
- (2) 身体的拘束等について
- (3) 秘密の保持と個人情報の保護について
- (4) 業務継続計画の策定等について
- (5) 衛生管理等

令和7(2025)年4月1日改訂版

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、ご利用者・ご利用者家族又は代理人に対して、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 井口台介護ステーション
所在地 広島市西区井口台1丁目12-29-102号
管理者 河西 有花

説明者 _____

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(ご利用者)
住所

氏名 _____ 印

(ご利用者家族又は代理人)
住所

氏名 _____ 印
(続柄: _____)

令和7(2025)年4月1日改訂版

利用料金及び居宅介護支援費

≪ 1 単位：1 1.70 円（円未満切り捨て） ≫

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（i）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援（ii）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援（iii）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合	基本単位数の 50%に減算 算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 （令和 7 年 4 月以降）

特定事業所加算

算定要件		加算 (Ⅰ) (519 単位)	加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 2名以上	○ 1名以上	○ 1名以上	○ 1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	○ 3名以上	○ 3名以上	○ 2名以上	○ 常勤1名 かつ常勤 換算2名 以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携で も可)
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携で も可)
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携で も可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携で も可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

算定要件	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ※令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

- 保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費が必要です。自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施区域を越えた地点から路程1キロメートル当たり30円です。
- その他、適正に本事業を遂行するに当たって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認められる場合
なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町担当課に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたします。

令和7（2025）年4月1日改訂版

Ver.2025.03.07

サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31%
通所介護	39%
地域密着型通所介護	20%
福祉用具貸与	63%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	サキ・カビィ介護センター本店 16%	ニチイケアセンター井口 11%	サキ・カビィ介護センター佐伯 10%
通所介護	ファイネス 鈴が峰 17%	ツクイ広島井口 16%	デイサービス楽々園 10%
地域密着型 通所介護	デイサービスこここ倶楽部 26%	デイサービスあおぞら 17%	デイサービス古田のおうち 14%
福祉用具貸与	(株)フルケア広島営業所 22%	深川医療器 20%	(株)フロンティア広島営業所 19%

(R6.9~R7.2)

令和7(2025)年4月1日改訂版

事業運営における事項について

1 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 河西 有花
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

2 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

3 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

- (2) 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いませぬ。

4 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

5 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

令和7(2025)年4月1日改訂版

井口台介護ステーション居宅介護支援事業所における事故報告処理基準

1 目的

井口台介護ステーションが実施する指定居宅介護支援の提供により発生した事故を把握するとともに、事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを促進することにより、介護サービスの質の向上と安心してサービス利用ができるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課への事故報告の手続きを定める。

2 事故の報告

井口台介護ステーションは、事故が発生した場合は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の人員、設備及び人員に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の規定に基づき、広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課に速やかに連絡するとともに、別紙「事故発生連絡票」により報告する。

3 報告の手順

- (1) 事故発生後、井口台介護ステーションは、速やかに広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課に電話等により事故発生について連絡する。
- (2) 事故処理の経過についても必要に応じ随時電話等で連絡する。
- (3) 事故発生後、速やかに上記2で定める「事故発生連絡票」を作成し、広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課に提出する。

4 報告の範囲

井口台介護ステーションは、指定居宅介護支援の提供により発生した次に掲げる事故について報告する。

- (1) サービスの提供による利用者のケガ、食中毒、感染症、誤嚥等で救急車対応、入院又は死亡の事故
- (2) サービスの提供に係る財物の損傷、消失等で警察対応のあったもの
- (3) その他、介護保険の事業運営上、保険者に報告する必要があると認められる事故

5 報告書の提出先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課相談窓口担当

6 この基準で定めるもののほか事故報告に関して必要な事項は社内で協議する。

7 実施時期

平成17年3月1日から実施する。
令和7年4月1日一部改正

令和7（2025）年4月1日改訂版

同意書

事業者名 井口台介護ステーション

事業所番号 3470205521

所在地 広島市西区井口台1丁目12-29-102

代表者名 岸川映子

このたび、居宅介護支援を利用するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 利用者およびその家族の個人情報をサービス担当者会議等において用いること及び利用するサービス提供事業者や施設等に対して情報提供として提出すること。
- 2 利用者又はその家族が参加する面談において、テレビ電話装置等を活用して行うことができること。
- 3 居宅介護支援の状況について、介護支援専門員に関する法定研修や関係学会において、個人情報を伏せて発表する可能性があること。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

利用者家族又は代理人氏名 _____ 印

令和7（2025）年4月1日改訂版